

事務連絡
令和2年5月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課 殿
各国公私立大学法人事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各公私立高等専門学校事務局
各関係公益法人・一般法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和2年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別添のとおり令和2年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局長宛てに通知されたところです。

現在、各地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、様々な対応を頂いているところ、令和2年度「食育月間」における食育の取組を学校及び地域の実情に応じて推進くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して、各国公私立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、管下の学校に対して周知くださるよう併せてお願いいたします。

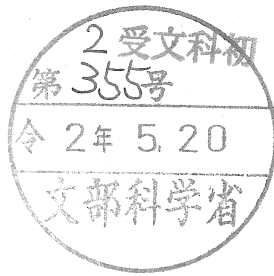
（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課食育推進係

TEL：03-5253-4111（内線2095）

FAX：03-6734-3794



2 消安第 622 号
令和 2 年 5 月 8 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 2 年度「食育月間」実施要綱の制定について（通知）

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を期間とする第 3 次食育推進基本計画においては、毎年 6 月を「食育月間」として定め、この期間中、国、地方公共団体、関係機関・団体等が協力し、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、食育について国民への理解促進を図ることとされているとともに、農林水産大臣は、食育月間の実施に当たって、重点的に実施していくテーマ等を示す実施要綱を定めることとされております。

この度、「令和 2 年度「食育月間」実施要綱」を別添のとおり定めましたので、御了知願います。

貴省におかれましては、同要綱に基づき、「食育月間」における食育の取組を推進していただきますようお願いいたします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いいたします。

(別添)

令和2年度「食育月間」実施要綱

令和2年5月8日
農林水産大臣決定

1 趣旨

食をとりまく社会環境が大きく変化する中で、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。このためには、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められており、子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育を推進する必要がある。

食育を推進するための活動については、「食育基本法」（平成17年法律第63号）及び「第3次食育推進基本計画」（平成28年3月食育推進会議決定。以下「基本計画」という。）等を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得て、国民運動として全国において展開することが重要である。

基本計画により、毎年6月が「食育月間」として定められており、同期間中に、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとする。

なお、「食」は、子供たちが豊かな人間性を育んでいく上で重要であることから、広く国民が子供の食育に取り組む契機となるよう配慮することとする。

また、特に、20歳代及び30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多い一方で、これから親になる世代でもある。このため、こうした若い世代に対しても、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進する。

2 期間

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）の1か月間

3 実施体制

農林水産省をはじめ、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進す

る関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方公共団体並びに関係機関・団体に対しても参加を呼び掛け、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4 重点事項

国民の食生活における様々な課題に対応し、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するため、以下の事項の重要性について、重点的に普及啓発を図る。

(1) 食を通じたコミュニケーションの促進と子供の生活リズムの向上

食を楽しみながら食事の作法・マナー、食文化を含む望ましい食習慣や知識の習得が図られるよう、家庭における共食など食事等の場における食を通じたコミュニケーションを促進する。

さらに、朝食をとることや早寝早起きを実践すること等、子供の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを整える。

また、家庭生活の状況が変化する中で、家庭における共食が難しい人が増えていることを踏まえ、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や所属するコミュニティ等を通じ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会を提供する。

なお、NPO 等により子供たちに対し共食の機会を提供する取組（子供食堂等）が実施されていることを踏まえ、地域における食育の推進に当たり、これらの取組との連携や、環境整備に配慮する。

(2) 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践の促進

健康寿命の延伸につながるよう、「食生活指針」、「食事バランスガイド」、「食育ガイド」等の普及啓発を通じ、減塩等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養等の予防や改善、栄養バランスに優れた「日本型食生活」等の健全な食生活の実践を促進する。

(3) 食の循環や環境への意識の醸成

農林漁業体験や食品の調理に関する体験等食に関する様々な体験活動、食前食後の挨拶の習慣化等を通じ、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、自然の恩恵や、生産者を始めとした食に関わる多くの関係者の様々な活動により食が支えられていることへの感謝の念を持ち、食料問題を含め食の循環に関する理解を深めるとともに、「もったいない」という精神で、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携した食品ロス削減国民運動を展開する。

(4) 伝統的な食文化に関する関心と理解の増進

伝統食材など地場産物を活かした郷土料理、食事の食べ方や作法等、我が国の豊かで多様な伝統的食文化に関する関心と理解を深め、保護・継承を推進する。

(5) 食品の安全性に関する情報提供と食品情報に関する制度の普及・定着

食品の安全性に関する意識と関心を高めるとともに、食品の安全性に関する様々な情報について国民が十分に理解し活用できるよう、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを始めとした消費者に対する正確で分かりやすい情報提供等の充実、及び食品情報に関する制度の普及・定着を図る。

(6) 都道府県・市町村が作成する食育推進計画の普及

地域において関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、連携・協働して取組を推進していくため、都道府県及び市町村がそれぞれ作成する食育推進計画について、地域の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等食育に関わる様々な関係者に対し、各種会合における説明、広報誌・機関誌への掲載等を通じて共有を図るとともに、地域住民への周知に努める。

5 主な実施事項

(1) 食育推進全国大会

第15回食育推進全国大会については、令和2年6月27日(土)及び6月28日(日)、愛知県常滑市において、農林水産省、愛知県及び第15回食育推進全国大会愛知県実行委員会の共催により開催することとしていたが、本年は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、感染拡大を防ぐ観点から、開催を中止する。

(2) 各地域における行事等の開催

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、シンポジウム、講習会、展示会、調理や生産等の体験活動等の食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

なお、食育月間期間中に、新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない場合には、行事開催会場に消毒設備を設置すること等により、感染予防対策を施すよう努めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の発動や各地方公共団体によるイベント自粛の要請がなされている場合には、当該行事等の中止、実施時期の延期等について検討するものとする。

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等各種広報媒体を活用するとともに、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、それぞれの日常的な活動（特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動）の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6 食育月間実施上の留意事項

- (1) 毎年6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に関する認知度を高めるため、情報発信をこれまで以上に充実させるよう努める。
- (2) より効果的な食育推進運動を実施する観点から、広報媒体への相乗りや行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体相互が積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (3) 食育の推進が成果を挙げるためには、国民が自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し自発的に食育を実践する意識と意欲が醸成されるよう配慮する。
- (4) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和の推進や家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。